

## 美浜町まちづくり エンジョイぷらん交付金（追加募集） 応募要項

### ◇美浜町まちづくりエンジョイぷらん交付金とは

美浜町では、住民協働を推進し、将来にわたって住民の皆さんが誇りを持つことができる個性的で魅力ある地域社会を実現するため、**美浜町まちづくりエンジョイぷらん交付金制度**を実施しています。

この制度は住民の皆さんで組織されている団体に提案いただいた公益活動等に対し支援を行うもので、自由なテーマでの提案・実施いただく**アイデア事業**と町があらかじめ設定したテーマに基づき提案・実施をいただく**テーマ事業**の2つを用意しています

交付対象事業	内容	助成金額	助成回数
(1)アイデア事業	住民団体が自由なテーマで提案・実施する社会的または地域的な課題解決に関する事業。	交付対象経費の 10/10 以内 初期活動支援交付金：30 万円以内 次世代育成応援交付金 5 万円以内	1 年度につき 1 団体、1 回
(2)テーマ事業	町が提案したテーマに基づき、住民団体が企画・実施する社会的または地域的な課題解決に関する事業。	交付対象経費の 10/10 以内 初期活動支援交付金：30 万円以内 次世代育成応援交付金 5 万円以内	1 年度につき 1 団体、1 回
平成 31 年度の テーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境</li> <li>・教育</li> </ul>		
予算の配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町予算の範囲内で交付額を算出する。</li> <li>・優先順位は、次世代育成応援交付金を優位とし、次に初期活動支援交付金とする。またテーマ事業をアイデア事業より優先とする。</li> </ul>		
交付対象団体	町内を主な活動範囲とされている住民団体等で、要綱に定める要件を満たしている団体。		
提案期間	令和元年 6 月 20 日～令和元年 7 月 1 日 午後 5 時まで		
提出書類	次の (1) ～ (6) の書類を企画課に提出してください。		
	(1)	様式第 1 美浜町まちづくりエンジョイ交付金企画提案書	
	(2)	様式第 2 事業計画書	

	(3)	様式第3 収支予算・決算書
	(4)	団体の定款、規則又は会則等
	(5)	団体の会員名簿
	(6)	その他町長が必要と認める書類

#### ◇交付対象経費

交付金の対象となる経費は、事業実施のために必要な経費でおおむね次の通りです。

交付対象経費	経費の種類
報償費	講師・専門家への謝礼等
旅費	通行料金、講師への弁償費等
消耗品費	事務用品、材料、資材の購入費等
食糧費	お茶代、最低限の弁当代等
会議費	会議、打合せ等の開催のために要した費用
印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成、印刷等の費用（※ロゴマークを使用必須）
燃料費	ガソリン等の購入費用
光熱費	灯油、電気、水道料金等(団体の事務所等の管理運営に要したものを除く)
通信運搬費	送付等に要する費用、宅配費等必要な通信費
手数料	口座振込手数料
保険料	イベント等の開催時に加入する保険料等
使用料・賃貸料	会議、イベント等で使用する施設使用料、物品の賃借料
委託料	専門的知識、技術を要する業務の外部への委託費用
備品購入費	事務用器具等（総事業費の5割以内）
その他の経費	町長が特に必要かつ適当と認めた経費

## ◇交付金交付要綱の適用除外

提案する交付金の種類により次のとおり書類等を省略することができます。

○次世代育成応援交付金を申請するとき

- ・第3条第2項について「5人以上」を「3名以上」とする。
- ・第3条第2項及び第9条第5号について「団体の定款及び会則等」を省略することができる。
- ・事業実績報告会における報告を省略することができる。

## ◇公開審査

交付金の交付決定のための審査は、公平・公正であることはもちろん、公開・透明であることが大切です。また、適正かつ客観的に審査する必要があります。そのため、行政だけでなく、『審査会』を設置して審査を行っています。審査会で提案内容などについて発表してもらいます。

審査会にて審査基準に基づく審査を行い、その結果を受け、町が、予算の範囲内で交付する事業団体を決定します。

## ◇審査基準

エンジョイぷらん 審査基準		
事業 企 画	(1)まちづくり計画との整合性	エンジョイぷらんの趣旨にそった活動であるか
	(2)必要性	地域住民のニーズとして必要とされているか
	(3)現実性	実施体制が整っており無理のない事業計画か
	(4)先駆性	事業がこれまでにない新しい発想、視点、内容及び方向性となっているか
	(5)発展性	今後様々な事業に広がる可能性があるか 事業を発展させようとする意欲や工夫があるか
	(6)波及性	その活動が将来幅広く支持、利用され活動として広がっていく可能性があるか
	(7)妥当性	活動目標を達成する手段として、その内容が妥当な計画となっているか
	(8)有効性	目指す目標・成果に対して、町のまちづくりにどの程度の効果があるか
	(9)経費の適正性	事業内容にそった適正な積算となっているか
組 織	(10)取り組み体制	活動に取り組める人的体制が整っているのか。(活動内容により地域内の団体等と連携ができていているかを含む)

## 令和元年度事業実施までの日程について

日 付	内 容	場 所
平成 30 年 1 2 月 1 日 (土)	交付金要綱改正施行日	町 H P
随時	説明、内容確認	役場企画課、ちゃぶす
令和元年 6 月 20 日 (木) ~7 月 1 日 (月)	提案書受付	企画課事務室
7 月 2 日 (火) ~	審査	審査会にて
7 月 9 日 (火)	審査結果通知受領 内示額通知受領	自宅
7 月 10 日 (水) 以降	交付申請書提出 交付決定後事業開始	企画課事務室 町内